

平成20年 5 月

総務委員会会議録

平成20年 5 月13日（火曜日）

午前10時30分から

午前10時45分まで

市役所 委員会室

◎出席委員（7名）

委員長	堀 江 正 栄 君	副委員長	小 林 敏 彦 君
	宮 地 繁 誠 君		山 田 拓 郎 君
	福 富 勉 君		上 村 良 一 君
	矢 幡 秀 則 君		

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松 幸 枝 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	宮 島 敏 明 君	総務部長	大 鹿 俊 雄 君
秘書広報課長	小 島 豊 光 君	総務課長	日 比 野 純 雄 君

◎付託議案

第52号議案 犬山市名誉市民条例の一部改正について

第53号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

+

午前10時30分 開会

◎堀江委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり第52号議案 犬山市名誉市民条例の一部改正について、第53号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

お諮りをいたします。

付託議案の審査の方法につきましては、まず1議案ごとに当局の説明の後、その都度質疑を行い、全付託議案の質疑終了後、討論、採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎堀江委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の説明を受け、その後、質疑を行います。

最初に、第52号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 （第52号議案説明）

◎堀江委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

委員の皆さんのご発言を求めます。

宮地委員。

◎宮地委員 弔慰金の贈与となってるのと、市公葬の執行を追加されたというふうに思っておりますが、弔慰金の贈与については、どのような考えがなされているのか、その点をお聞かせください。

◎堀江委員長 答弁を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 弔慰金の贈与につきましては、現在、各市を見ても、金額等はいろいろございますけれども、犬山市としては20万円の弔慰金を出すというようなことで決まっております。

なお、これにつきましては、交際費で支出をする予定をしております。

◎堀江委員長 他に質疑はございませんか。

上村委員。

◎上村委員 一応、この条例は市民葬の措置というふうに受け取れますけれども、こういった中で、今後市民葬に対する認識といいますか、住所地が違うところとか、いろいろ例によっては違うパターンが出てくると思うんですけども、そういった中での基本的な考え方、また家族の思いもあると思うんですけども、そういったところの基準についてはどのように考えてみえるのか。

◎堀江委員長 答弁を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 基本的には条例を今回制定をしましたものですから、市公葬の執行ということで考えております。今、ご指摘の家族の方のいろいろ条件、それからいろいろご意向もあると思いますので、それはそのときに皆さんにお諮りをしながら、検討したいと思えますけれども、今回につきましては、親族の方もですね、この市の公葬についてということでご異存がないというようなことを承っておりますので、行うものであります。

◎堀江委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎堀江委員長 質疑なしと認め、第52号議案に対する質疑を終わります。

続きまして、第53号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 (第53号議案説明)

◎堀江委員長 説明は終わりました。

続きまして、質疑を行います。

ご発言を願います。

福富委員。

◎福富委員 印刷製本費、34万3,000円ですけど、これが参列していただく方への案内状の印刷か、それできのう名古屋での本葬というんですか、新聞紙上では、約300人というような参列者があったわけですけども、犬山市としてはどの範囲までこれ案内状を送られて、するためのこれ34万3,000円の委託料だと思うんですが、お聞きします。

◎堀江委員長 答弁を求めます。

宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 私、きのう、本葬の方へ行かせていただきましたので、私の方からお答えいたします。

けさの新聞では300人というふうな数字が載っておりましたんですが、実際、新聞の報道でして、きのうお見えになったのは200人弱ぐらいかなというふうにお見受けをしております。

実際に、今度の市民葬やられた場合の案内状につきましては、会場の方、実際に座っていただける席は300席予定しております。あと、人数によりまして、もう少し出させていたたり、入れかわりでロビーでおっていただいたりもしながら、300人から400人のご出席をいただけんかなと、こんなふう考えているところでございます。

案内状につきましては、今考えておりますのが町会長さん、市内全域にお見えですので、市民代表というようなことで、町会長さん、それから各種行政委員会の委員さん、それからもちろん議員の皆様、それから各種委員会がございまして、委員会の長の方に、それからあと県内の市の市長とか議長さん、そういったところにはご案内を出したいなと思っております。これをざっと勘定しますと、やっぱり600人ほどになると思っておりますので、多分、欠席の方もおありかと思っておりますので、多目に出させていただくということで、600人ほど案内を予定しております。

以上、よろしく申し上げます。

◎堀江委員長 山田委員。

◎山田委員 この印刷製本費がその金なんですか。

◎堀江委員長 答弁を求めます。

宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 今、印刷製本費の中は、案内状の印刷代が入ってます。あと、通信運搬費の4万8,000円でございますが、これは600通分の80円ということで、4万8,000円、通信運搬費でございます。あと、印刷製本費の中には、一番大きなものとしましては、会葬のときにしおりを参加者の皆さんに印刷してお渡ししますので、それと会葬用の封筒の印刷とか、会葬カード、それから次第、こういったものの印刷が印刷製本費の中に含まれております。

以上でございます。

◎堀江委員長 他に質疑はございませんか。

宮地委員。

◎宮地委員 600人に案内出して、席が300というんですね、どうかなと思うんですね。恐らく市民葬だから、一般の市民の皆さんや親族の方もお参りに見えると思うんだけど、お参りというか、送別に見えると思いますけど、いすの300というのは、たしかフロイデだと思ってるんだけど、座る席の最大は300ぐらいしかできないのかな。その辺どうですか。もっと必要じゃないかなと思うんだけど。

◎堀江委員長 答弁を求めます。

小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 全体のレイアウトの関係で350ぐらいまでいけるんですけども、いすとしては300ぐらいで、現場でいろいろ検討しましてですね、若干いすだけが後ろにちょっと並びますし、最悪のケース、ロビーということも考えておりますけれども、現在のところ、300と、その回廊で何とかいけるんじゃないかという予想はしておるんですけども、対応として、最悪の場合はロビー等で行いたいというふうに考えておりますけども。

◎堀江委員長 宮地委員。

◎宮地委員 市民の方からも、こられる方が多数あると思うんで、その辺の対応をきちっとできるように考えておいてください。

以上です。

◎堀江委員長 他に。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

再 開

午前10時44分 開議

◎堀江委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎堀江委員長 質疑なしと認め、第53号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

再 開

午前10時44分 開議

◎堀江委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続きまして、討論を行いたいと思いますが、討論省略でよろしいですか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎堀江委員長 ご異議なしと認め、討論を省略させていただきます。

続きまして、採決を行います。

最初に、第52号議案 犬山市名誉市民条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおりこれに可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎堀江委員長 異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、第53号議案 犬山市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎堀江委員長 ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

午前10時45分 閉会

+

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務委員長

+

+

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果				
議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第52号議案	犬山市名誉市民条例の一部改正について	平20. 5.13	原案可決 (全員一致)	平 20. 5.13
第53号議案	平成20年度犬山市一般会計補正予算 (第2号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃

+